

1. 第二種奨学金の貸与期間延長について

現在、最高学年で第二種奨学金を受けており貸与終了（予定）が令和2年度中の者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、在学学校長から卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を認められた者については、貸与期間を最大1年延長できます。

つきましては、以下の対象となる学生において貸与期間の延長を希望する者は、「第二種奨学金貸与期間延長願」を提出してください。

(1) 対象者： 次の①～③の要件を全て満たす学部生・大学院生

- ① 令和2年度に最高学年で第二種奨学金の貸与を受けている者
※令和2年度の途中で貸与終了する者を含みます。
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、就職の内定取消を受けたこと又は就職先が決まらないこと等で、やむを得ず標準修業年限を超えて在学することとなった者
- ③ 卒業予定期を超えての在学期間延長及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者

(2) 延長期間： 貸与期間を最大1年延長

※貸与終了予定が令和3年3月の場合、令和4年3月まで延長可能です。

(3) 提出書類： 「第二種奨学金貸与期間延長願」（様式9）

【提出等にかかる留意点】

- ① 願出の「延長事由」は、「被災（災害に起因する特殊事情を含む）による場合」を選択してください。
- ② 願出の「延長が必要となった理由」の記述欄には、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い卒業延期となり、奨学金が必要である」旨を記載してください。
(記入例)「新型コロナウイルスの影響で就職できず、在学期間を延長するため奨学金が必要となる」

(4) 提出期限： 令和3年1月6日（水）※当日消印有効

【提出方法】

封筒に「JASSO 第二種奨学金貸与期間延長願 在中」と記入し、所属キャンパスの学生生活課まで郵送してください。

【提出先】

所属キャンパスの学生生活課

<奈良・東生駒キャンパス 学生生活課> 〒631-8501 奈良市帝塚山 7-1-1

<奈良・学園前キャンパス 学生生活課> 〒631-8585 奈良市学園南 3-1-3

以上